

IV 参 考

IV 参 考

主な用語の説明

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社など別経営の事業所に出向又は派遣をしている人も含まれる。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣をされている人など、当該事業所から賃金や給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は、従業者に含まれない。ただし、個人事業所の家族従業者は、賃金や給与を支給されていなくても従業者とする。

(3) 経営組織形態

経営組織形態の区分は、次のとおりである。

① 個人

個人が事業を営んでいる場合をいい、法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

② 法人

法律の規定により法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいい、③の会社及び④の会社以外の法人が該当する。

③ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社又は外国の会社が事業を営んでいる場合をいう。

外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいい、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

④ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、③の会社を除く法人が事業を営んでいる場合をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

⑤ 法人でない団体

法人格を持たない団体が事業を営んでいる場合をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。